

滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針

2020. 11. 17 滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部

I 趣 旨

本指針は、町公共施設における新型コロナウイルスの感染を防止するため、施設管理者及び施設利用者が取り組む基本的事項をまとめたものである。

町公共施設については、徹底した感染防止対策を講じたうえで再開することとし、今後、以下の対策を講ずるものとする。

II 施設管理者が実施する事項

1. 3つの「密」を徹底的に避けるための取組

- ① 入口、展示室等は、十分な間隔をとり、立ち位置を表示する。
- ② 座席等がある場合は、十分な間隔を空け（四方を空けた席配置等）対面しないよう利用させる。
- ③ 座席等を使用させないところに「北海道ソーシャルディスタンス」を表示する。
- ④ 公園等の場合は、十分な間隔を取るための工夫をする。
- ⑤ 施設内（室）において、約2m以上（最低でも1m以上）の間隔を取れる最大入場人数を把握（1人当たり4㎡）し、この人数を超える場合は、入場制限を実施する。（入場制限の可能性のあることを、事前にホームページや掲示により周知する。）
なお、入場制限を実施した場合は、待ち時間が長時間にならず、かつ、間隔を空けて順番待ちができるよう努めるなどの対応を行う。
- ⑥ 「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」（※別添1）をもとに換気を実施する。（機械換気による常時換気、または、室温が下がらない範囲で常時窓開け※窓を少し開け、室温は18℃以上を目安とする）
- ⑦ 利用者があつまりそうな場所を特定し、分散させるための工夫（案内役スタッフの配置や椅子、机を集中して設置しないなど）を行う。

2. 飛沫感染、接触感染の防止

- ① 施設職員の健康管理を徹底する。（毎日の検温等の体調確認）
- ② 施設職員に関しては、マスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行を図る。
- ③ 施設内の座席、器具など共有物は、定期的に消毒を実施する。
- ④ 手洗い場に石けん、ペーパータオル、ゴミ箱を設置する。

3. 業種別のガイドライン等の取組

- ① 上記の対応に加え、内閣官房のホームページで示されている業種別のガイドラインを踏まえ、必要な感染防止対策を徹底する。
- ② 感染防止対策の取組を可視化するため、「『新北海道スタイル』安心宣言」を掲示する。

4. 施設利用者への協力依頼の徹底を図る

- ① 入口に感染防止対策（新型コロナウイルス感染拡大防止通知等）を掲示する。
- ② マスクをしていない利用者へのマスク（手作り可）を用意して着用を要請する。
- ③ 入口に消毒液を設置し、利用者には手指消毒を要請する。
- ④ 体調を確認し、必要に応じて検温・体調管理を行う。
- ⑤ 大声での会話を行わないよう呼びかけを行う。（声援などは控える）
- ⑥ 利用者名簿（市町村名、氏名、電話番号）を作成し、利用者へ記入を要請する。

Ⅲ 施設利用者へお願いする事項

- ① 発熱又は風邪症状のある者や、体調不良の利用者の入場を制限する。
- ② 症状がなくてもマスクを着用して利用する。
- ③ 入場時に手指を消毒する。
- ④ 咳エチケットや手洗いを徹底する。
- ⑤ ソーシャルディスタンスを徹底する。
- ⑥ 利用する部屋の換気を常時行う。
(機械換気による常時換気、または、室温が下がらない範囲で常時窓開け※窓を少し開け、室温は18℃以上を目安とする)。

Ⅳ 公共施設における感染防止計画書について

- ① 公共施設の所管課長は「Ⅱ」における対応を参考にしながら、公共施設における感染防止計画書（※別添2）を作成し、対策本部事務局へ提出する。
- ② 対策本部事務局は、提出を受けた感染防止計画書を本部長に確認後、公共施設の所管課長に返却する。
- ③ 公共施設の所管課長は、感染防止計画書を施設職員へ周知し、計画遵守のうえ施設運営を進める。